

日本ISMSユーザグループ定款

制定日 2005年2月19日

第1章 総則

第1条 (名称)

本団体は、日本 ISMS ユーザグループという。なお、英語表記は Japan ISMS User Group (略称：J-ISMS UG)とする。

第2条 (目的)

本団体は、ISMS構築・運用に関わる活発な意見交換、情報共有を進め、国内のISMS普及促進に寄与することを目的とする。

第3条 (活動)

本団体は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行い、これを本団体の業務とする。

1. 日本ISMSユーザグループのメンバにて利用可能なメンバ専用ウェブサイトを立ち上げ、ISMSに関わる国際、国内における各種情報を共有する。
2. 国内におけるISMS構築、運用に関わる課題、問題点について、広く意見交換ができる場を提供する。具体的には、研究会、セミナーなどを開催する。
3. 本ユーザグループにおける意見交換の結果、必要な提言を国際ISMSユーザグループやISO国際規格に向けて発信し、関連文書の国際規格化へ寄与する。

第2章 会員

第4条 (種別)

1. 本団体の会員は、次の3種とする。
 1. 正会員：本団体の目的に賛同して入会し、本団体の活動に参画する企業・団体
 2. 賛助会員：本団体の目的に賛同し、本団体の活動を賛助するために入会した企業・団体
 3. 個人会員：本団体の目的に賛同し、本団体の活動に参画する個人
2. 正会員、賛助会員及び個人会員の入会、資格の喪失及び除名の条件、手続等は、本定款に定めるほか、ステアリング・コミッティ（第27条～第35条にて規定、以下、「SC」という）が別に定める細則に従うものとする。

第5条 (入会)

1. 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。
 1. 本団体の活動に貢献する意思を有すること。
 2. 本団体または本団体と類似する目的を有する団体から除名等の不利益処分を受けたことがないこと。
2. 入会を希望する個人及び企業・団体は、SCが別に定める入会申込書によりSCに申し込むものとする。入会の可否はSCにおいて審議の上決定する。

第6条 (入会金及び会費)

会員は、本定款もしくはSCにおいて別に定める細則に従い、入会金及び会費を納入しなければならない。

第7条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 退会届を提出したとき
2. 本人が死亡もしくは失踪宣告、または会員である団体が消滅したとき
3. 本団体から除名されたとき

第8条（退会）

会員が退会しようとするときは、SCが別に定める退会届をSCに提出するものとする。会員は、退会届がSCに承認されたときは、任意に退会することができる。

第9条（除名）

会員が次の各号の一に該当するときは、SCの決議により、これを除名することができる。但し、当該会員はSCまたはそれに準ずる場で当該除名理由に対して弁明の機会を与えられるものとする。

1. 本定款のほか、本団体の規則またはSCの決定に違反したとき
2. 本団体の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
3. 会費の納入を一定期間怠ったとき

第10条（抛出金品の不返還）

会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、いかなる場合も返還しない。

第3章 役員

第11条（種別及び定数）

1. 本団体に、次の役員を置く。
 1. 代表 2名以内
 2. SC委員 3名以上
 3. 監事 1名以上
2. 代表及び監事は、SC委員を兼務する。
3. 代表はSCを統括する。

第12条（選任等）

1. SC委員は、総会において役員候補の中から選任する。
2. 代表及び監事は、SC委員の互選とする。
3. 正会員は、その組織に属する者の中から若干名を役員候補として指名することができる。役員候補を指名しようとする会員は、あらかじめSCの定める手続きに従ってSCに届け出なければならない。

第13条（職務）

1. 代表は、次に掲げる職務を行う。
 1. 本団体を代表し、その業務を総理すること
2. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 1. SCの業務内容の執行の状況を監査すること
 2. 本団体の財産の状況を監査すること

3. 前2号の規定による監査の結果、本団体の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること
 4. 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 5. SCの業務執行の状況又は本団体の財産の状況について、SCに意見を述べること
3. SC委員はSCを構成し、本定款ならびにSCの議決に基づいて、本団体の活動を執行する。

第14条（任期等）

1. 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。但し第16条による解任の場合または解任に相当する状況において辞任したとSCが判断した場合はこの限りではない。
4. 正会員は、その指名した役員候補が役員の任期中にある場合でもやむをえない理由がある場合は当該役員の交替をSCに申し出ることができる。SCはかかる申し出があった場合はその議決により、総会の選出に代えて役員の交替を議決できる。この場合の交替後の役員は補欠による就任とみなす。

第15条（欠員補充）

役員が欠員となったときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第16条（解任）

1. 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
 1. 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 会議及び機関

第17条（会議の種別）

1. 本団体の会議は、総会及びSCの2種とする。
2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第18条（総会の構成）

総会は、会員をもって構成する。正会員は議事に関するすべての権利ならびに議決権を有し、賛助会員及び個人会員は総会への出席及び議案に関する質問と意見表明することを妨げないが議決権を有しない。

第19条（総会の権能）

総会は、以下の事項について議決する。

1. 定款の変更
2. 解散及び合併
3. 活動計画及収支予算並びにその変更
4. 活動報告及び収支決算
5. 役員を選任又は解任、及び職務
6. 会費の額
7. 金銭の借入、債務の保証ならびに債権の放棄。但し、第45条第2項に定める短期借入金はこの限りでない
8. 事務局の組織及び運営
9. その他運営に関する重要事項 等

第20条（総会の開催）

1. 通常総会は、毎1回、活動年度終了後90日以内に開催する。
2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 1. SCが必要と認め、招集の請求をしたとき
 2. 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
 3. 監事が第13条第2号4項の規定に基づいて召集するとき

第21条（総会の招集）

1. 総会は、代表が招集する。
2. 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、すみやかに臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
4. 前項の通知は、各会員からあらかじめ届け出られた電子メールアドレスに対して、前項の事項を記載した電子メールを送付することにより行うことができる。

第22条（総会の議長）

1. 総会の議長は、代表のうち1名がこれにあたる。但し、代表に事故があるとき、または欠員のときは、出席した正会員の互選によって議長を定める。

第23条（総会の定足数）

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第24条（総会の議決）

1. 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議事は、本定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第25条（総会での表決権等）

1. 各正会員の表決権はその負担する会費の口数にかかわらず1会員1票とする。
2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員、代表もしくは総会議長を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前23条の規定の適用については出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有すると議長が判断する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第26条（総会の議事録）

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 1. 日時及び場所
 2. 正会員総数ならびに議決権総数及び出席者数ならびに出席議決権総数（書面による表決者、表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 3. 審議事項
 4. 議事の経過の概要及び議決の結果
 5. 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第27条（SCの構成）

SCは正会員に選任されたSC委員をもって構成する。

第28条（SCの権能）

SCは、以下の事項について議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項 等

第29条（SCの開催）

SCは、次に掲げる場合に開催する。

1. 代表が必要と認めたとき
2. SC委員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき

第30条（SCの招集）

1. SCは、代表が招集する。
2. 代表は、第29条第2号の規定による請求の要求があつたときは、すみやかにSCを招集しなければならない。
3. SCを招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
4. 前項の通知は、各正会員からあらかじめ届け出られた電子メールアドレスに対して前項の事項を記載した電子メールを送付することにより行うことができる。

第31条（SCの議長）

SCの議長は、代表のうち1名がこれにあたる。但し、代表に事故あるとき、または欠員の時は、出席したSC委員の互選によって議長を定める。

第32条（SCの定足数）

SCは、SC委員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第33条（SCの議決）

1. SCにおける議決事項は、第30条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. SCの議事は、本定款に規定するもののほか、出席したSC委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第34条（SCでの表決権等）

1. SC委員の表決権は、平等なものとする。
2. やむを得ない理由により委員会に出席できないSC委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他のSC委員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決したSC委員は、前23条の規定の適用については出席したものとみなす。
4. SCの議決について、特別の利害関係を有するSC委員は、その議事の議決に加わることができない。

第35条（SCの議事録）

1. SCの議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 1. 日時及び場所
 2. SC委員総数及び出席者数ならびに出席者氏名（書面による表決者、表決委任者がある場合にあっては、その各々の数ならびに氏名を付記すること）
 3. 審議事項
 4. 議事の経過の概要及び議決の結果

第5章 資産及び会計

第36条（資産の構成）

1. 本団体の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
 1. 設立当初の財産目録に記載された資産
 2. 会費
 3. 寄附金品
 4. 財産から生ずる収入
 5. 活動に伴う収入
 6. その他の収入
2. 本団体の支出は資産をもって賄うことを原則とする。

第37条（資産の管理）

本団体の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て代表が別に定める。

第38条（会計の原則）

本団体の会計は、次に掲げる原則に従って行わなければならない。

1. 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること
2. 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること
3. 採用する会計処理の基準及び手続については、毎活動年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと

第39条（活動年度）

本団体の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第40条（活動計画及び予算）

本団体の活動計画及びこれに伴う収支予算は、活動年度ごとにSCが作成し、総会の議決

を経なければならぬ。

第41条（暫定予算）

1. 前条の規定にかかわらず、活動年度開始の日から総会の議決のあるときまで、ならびにやむを得ない理由により予算が成立しないときは予算成立の日まで、前活動年度の予算に準じて収入支出することができる。
2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第42条（予備費）

1. 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2. 予備費を使用するときは、SCの議決を経なければならぬ。

第43条（予算の追加及び更正）

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第44条（活動報告及び決算）

1. 本団体の活動報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書など決算に関する書類は、毎活動年度終了後2月以内に代表が作成し、SCの審議を受け、毎活動年度終了の日から3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。
2. 決算上余剰金を生じたときは、次活動年度に繰り越すものとする。

第45条（健全財政の原則）

1. 本団体の支出はその財産の範囲内でまかなうことを原則とする。
2. 前項にかかわらず、活動年度内の予定収入をもって確実に償還が可能と見込まれる場合には、年度予算総額の50%を超えない金額の範囲で、SCの議決を経て、短期借入金を借り入れることができる。
3. 前項に定める他、金銭の借入、第三者に対する債務の保証ならびに債権の放棄は原則としてこれを行わない。万一これら行為が必要な場合は、総会の議決を経て行わなければならない。

第6章 定款の変更、解散及び合併

第46条（定款の変更）

本団体が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経なくてはならない。

第47条（解散）

1. 本団体は、次の事由により解散する。
 1. 総会の決議
 2. 目的の達成のために行う活動の成功の不能
 3. 正会員の欠亡
 4. 合併
 5. 破産
2. 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

第48条（清算人の選任）

本団体が解散したときは、代表が清算人となる。但し、合併による解散の場合を除く。

第49条（残余財産の帰属先）

本団体が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残余する財産は、解散の総会で定めるところにより、原則として正会員に譲渡するものとする。

第50条（合併）

本団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

第7章 情報の開示

第51条（情報の開示）

1. 法令の定めもしくは官公署の正規の要求による場合のほか、本団体の財務ならびに業務に関する情報の開示は、SCにおいてその可否ならびに内容を決定するものとする。

第8章 雑 則

（細則）

本定款の施行について必要な細則は、SCの議決を得て、代表がこれを定める。

附 則

1. 本定款は、本団体の成立の日から施行する。
2. 本団体の設立当初の役員は次のとおりとする。
代表 中尾 康二
3. 本団体の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、本団体の成立の日から2005年3月31日（または、2006年3月31日）までとする。
4. 団体の設立当初の活動年度は、第39条の規定にかかわらず本団体の成立の日から2005年3月31日（または、2006年3月31日）までとする。
5. 本団体の設立当初の入会金及び会費は、第6条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 年会費は、正会員一口20万円、賛助会員一口10万円、個人会員一口1万円とする。
 - (2) 入会金は無料とする。